羽咋郡市広域圏事務組合火災予防条例が改正されました。(平成26年8月1日施行)

条例改正の概要

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市で発生した福知山花火大会の火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、対象火気器具等を使用する露店等を屋内外で開設する際には消火器の準備と「露店等の開設届出書」の提出が必要となります。

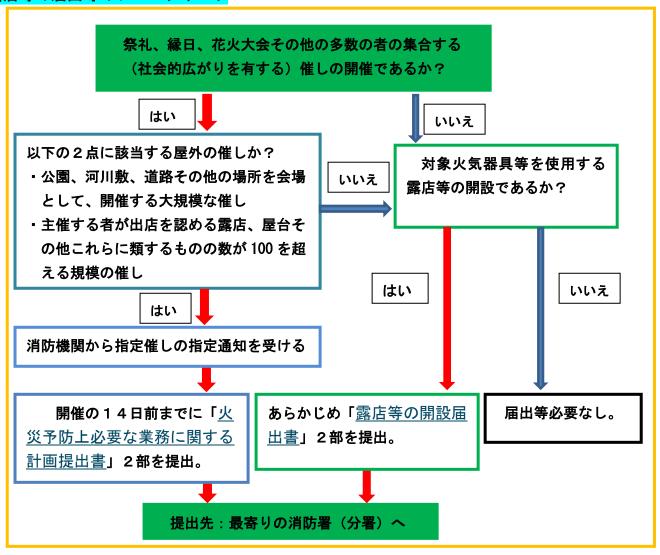
また、大規模な屋外の催しは、「指定催し」として指定され、主催者による <u>「火災予防上</u> 必要な業務に関する計画提出書」の提出 が必要となります。

対象火気器具等とは

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって気体、液体、 固体燃料を使用する器具又は電気を熱源とする器具。

(例:LPガス、カセットこんろ、炭、携帯発電機、電気調理器具など)

露店等の届出等のフローチャート



お問い合わせは、最寄りの消防署(分署)へ

羽咋消防署 22-0089 宝達志水消防署 29-3707 志賀消防署 32-1776 志賀消防署富来分署 42-1211

